

## 蒲郡市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蒲郡市が発注する物品の購入、製造若しくは売払い及び委託業務（工事に伴う設計監理・調査測量等の委託を除く。）等（以下「物品購入等」という。）の契約の相手方として不適切なものを排除し、その適正な執行を確保するため、蒲郡市の指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）の指名停止等について、必要な事項を定める。

(不正業者該当者の報告義務)

第2条 関係課長等は、本市物品購入等の契約に関し、第3条又は第4条に該当すると認められる者を知ったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(指名停止)

第3条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該有資格業者に対して別表各項に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 市長は、物品購入等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人に関する指名停止)

第4条 市長は、前条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第5条 有資格業者が1の事案により別表各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が指名停止の期間中又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、別表各項の措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、当該各項に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別な事由があるため、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、24か月を限度として指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別な事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

この場合において、別表第2の3の項から6の項までに該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間（24か月を超えるときは24か月とする。）から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例）

第6条 市長は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各項に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにも関わらず、当該事案について、別表第2の4の項又は6の項に該当したとき。
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2の3の項又は4の項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(3) 市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下この要領において同じ。）又は談合（刑法96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2の5の項又は6の項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（指名停止等の通知）

第7条 市長は、第3条第1項若しくは第4条の規定により指名停止を行い、第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ指名停止通知書（第1号様式）、指名停止期間変更通知書（第2号様式）又は指名停止解除通知書（第3号様式）により通知するものとする。ただし、当該有資格業者に対し市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が本市の発注した物品購入等に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第8条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ蒲郡市指名審査会（以下「審査会」という。）において承認したときは、この限りでない。

（指名停止に至らない場合に関する措置）

第9条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要と認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（その他）

第10条 この要領の解釈及び運用については、蒲郡市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領運用基準を参考にする。

2 この要領の解釈及び運用について疑義が生じたときは、審査会においてこれを決定する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

公正な契約の執行の妨げ等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本市の発注する物品の購入等(以下「市発注物品等」という。)の契約に係る競争入札において、入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、物品の購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(契約の締結又は履行の妨害)</p> <p>2 市発注物品等の契約の締結又は履行することを相当の期間妨害したとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>(監督又は検査の妨害)</p> <p>3 市発注物品等の契約に係る市担当者の監督又は検査を妨害したとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>(粗雑な物品等の納品)</p> <p>4 市発注物品等の契約の履行に当たり、過失により粗雑な物品等を納品したと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>5 市内において、市発注物品等の契約を除く契約の履行に当たり、過失により物品の購入等を粗雑にした場合であって瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>6 4の項に掲げた場合のほか、市発注物品等の契約の履行に当たり、契約に違反し、物品の購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上6か月以内</p>
<p>7 前項に該当し、違反内容が故意（重過失を含む。）かつ重大であると認められる場合において、市が請求した違約金等を滞納しているとき（同号の措置要件に係る指名停止の期間中に納付が確認されたときを除く。）。</p>	<p>前項の措置要件に係る指名停止の期間終了日の翌日から納付が確認されるまで</p>

別表第2（第3条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次に掲げる者が、本市の職員（法令等により公務に従事する議員、委員等の特別法上公務員とみなされる場合を含む。以下この表において同じ。）に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者（以下「役員等」という。）</p> <p>(2) 有資格業者の使用人で前号に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>2か月以上12か月以内</p>
<p>2 次に掲げる者が、他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 役員等</p> <p>(2) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき（次項に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上12か月以内</p>
<p>4 市発注物品等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品の購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6か月以上12か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>5 役員等又はその使用人が、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次項に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から</p> <p>2か月以上12か月以内</p>
<p>6 市発注物品等に関し、役員等又はその使用人が、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から</p> <p>6か月以上12か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>7 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>
<p>8 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>

員を含む。)をいう。)が、禁固以上の刑にあたる犯罪容疑で公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。

第1号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 様

蒲郡市長



指名停止通知書

この度、貴 が (の) ① ことは、誠に遺憾である。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。②（今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。）

記

- 1 指名停止の期間  
③
- 2 指名停止の理由  
④

(注)

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②は、第7条第2項の適用がある場合に使用する。
- 3 ③には、指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
- 4 ④には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

第2号様式 (第7条関係)

第 号  
年 月 日

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 様

蒲郡市長



指名停止期間変更通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を  
通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知する。

記

- 1 従来 of 指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

第3号様式 (第7条関係)

第 号  
年 月 日

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 様

蒲郡市長



指名停止解除通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を  
通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知する。